

## 指定行政機関及び都道府県の国民の保護に関する計画の 作成及び変更

令和元年6月25日の閣議において、以下の指定行政機関（各府省庁）及び都道府県の国民保護計画の作成及び変更について「異議がない」旨を決定

**【指定行政機関】**

**法務省・出入国在留管理庁**

**【都道府県】**

**青森県、島根県**

- ・ 指定行政機関（各府省庁）及び都道府県は、法令改正、国民の保護に関する基本指針の変更等を踏まえ、必要に応じて国民保護計画を作成及び変更しており、計画の作成及び変更にあたっては、軽微な変更を除き、内閣総理大臣への協議が必要とされている。
- ・ 今般、法務省・出入国在留管理庁並びに青森県及び島根県から、計画の作成及び変更に関する内閣総理大臣への協議の申出があったところ、その内容について問題がないことから、「異議がない」旨の閣議決定を行った。変更内容の概要は別紙のとおり。

## 指定行政機関及び都道府県の国民保護計画の作成及び変更概要

### 1 指定行政機関国民保護計画の作成及び変更

#### 【法務省・出入国在留管理庁】

- 平成31年4月1日の法務省組織再編に伴う作成及び変更

出入国在留管理庁の設置及び指定行政機関への指定に伴い、法務省国民保護計画を変更し、法務省・出入国在留管理庁国民保護計画として一体的に作成。

法務省入国管理局は出入国在留管理庁に、地方入国管理局は地方出入国在留管理局に、法務省入国管理局長は出入国在留管理庁長官に、法務省入国管理局総務課長は出入国在留管理庁総務課長に改めるとともに、法務大臣の権限の一部を出入国在留管理庁長官に改める。

### 2 都道府県国民保護計画の変更

#### 【青森県】

- 県対策本部の体制の強化

災害発生時の統制機能強化等を行うため青森県災害対策本部の組織を改編したことに伴い、青森県国民保護対策本部の体制について見直し。

- 安否情報システムの活用

市町村長から県知事への安否情報の報告について、安否情報システム等を使用することを明記。

#### 【島根県】

- 関係機関との連携強化

関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援協定の追加。